第２章　災害予防

第１節　防災教育計画

【担当課】　市全機関

１　計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、風水害に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、地域防災力の基盤となる市民及び企業による自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。

また、市、県及び防災関係機関においては、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。

そのための基本方針を次のとおりする。

(1) 各主体の責務

ア　市民、自主防災組織、企業等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ　市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な知識を有する職員の育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ　防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

(2) 達成目標

ア　児童生徒等が、発達段階に応じて、災害時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

イ　市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の状況についての知識を取得し、自らが置かれる状況をイメージできるとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。

ウ　市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を習得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を判断し、実行することができる。

エ　市のすべての職員が災害に関する基礎知識を持つとともに、市民が行うべき事前の災害対策を自らが率先して実行することができる。

(3) 要配慮者に対する配慮

ア　要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ　市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるよう対策を講じる。

ウ　防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(4) 積雪期の対応

冬期間の季節風、積雪、寒冷、悪天候等により、直接又は間接に被害が拡大すること､及びその対応が積雪期では異なる場合があることを具体的にイメージできるよう、教育及び研修を通じて広く周知する。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読

イ　防災に関する講演会、学習会等への積極的な参加

ウ　次世代への災害による被災経験の伝承

エ　各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い

(2) 地域の役割

ア　自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進

イ　地域住民による災害危険箇所の把握、点検及び確認

ウ　次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業、事業所等の役割

ア　自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読

イ　災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害時の行動に関する検討

３　市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ法人、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 全市民を対象とした共通的な防災教育の推進（防災安全課）

ア　防災の基本的な知識及び情報の提供

イ　防災に関する学習会等の実施

(2) 自主防災組織を対象とした防災教育の推進（防災安全課）

ア　防災の基本的な知識及び情報の提供

イ　防災に関する講習会の実施

(3) 市立学校等における防災教育の推進（教育･保育課）

ア　児童生徒等に対する防災教育

学校教育においては、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、災害時における身の周りの危険性について理解させ、自ら安全な行動をとること及び家庭や地域社会の一員としての役割を果たすことができるようにすることが重要である。このため、市は、小学校（低学年、中学年、高学年)、中学校、特別支援学校のそれぞれにおいて、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。)、総合的な学習の時間など教育全体を通して、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校等においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

イ　教職員に対する防災教育

学校管理者は、災害時における情報伝達や児童生徒等の避難誘導に関することなどを定めた学校防災計画を作成し、教職員に対する周知、徹底を図る。

（注）学校教育における具体的な防災教育は、第２章第３０節「学校等の風水害防災対策」による。

(4) 社会教育における防災学習の推進（防災安全課、文化スポーツ課）

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、防災活動への多様な世代の参加、女性の参画を推進する。

また、市民会館等の社会教育施設における防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

(5) 地域における防災学習の推進（防災安全課、建設課）

ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタイムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

(6) 水害時の浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等についての普及啓発（防災安全課）

(7) 災害教訓の伝承支援（防災安全課、文化スポーツ課）

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援し、家族や地域を自分たちで守る意識の醸成を図る。

(8) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進（福祉課、健康･子育て応援課）

ア　要配慮者及び家族の防災学習

イ　民生委員・児童委員等地域の福祉関係者の防災学習

ウ　ケアマネジャー、介護事業者等の防災学習

エ　外国人受入先（企業、学校、観光施設、宿泊施設等）の防災学習（福祉課、健康･子育て応援課、文化スポーツ課、にぎわい交流課）

(9) 市職員の防災教育及び防災部門の人材育成（総務課、防災安全課）

ア　外部講師等による防災研修の実施

イ　専門研修機関への計画的な職員派遣

(10) 消防職員及び消防団員の防災教育（消防本部）

第２節　防災訓練計画

【担当課】　市全機関

１　計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、企業、協定業者、近隣市町村等が必要な活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な内容となるよう計画するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、訓練を通じ市民、町内会等による、自らの安全を確保するための取組み及び地域における安全を確保するための取組みを支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（ＧＩＳ・ＧＰＳ）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平常時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全の確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及及び啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

災害の発生時期により被害の程度が異なることから、積雪期の発生を想定した訓練を検討する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組みを、市民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に周辺環境が一変する場合があることから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、救援活動に対する協力など、地域における安全を確保するための取組が被害を最小限

に食い止める原動力となり得る。このため、自主防災組織や町内会等による防災訓練の実施を通じて要配慮者の所在確認方法、避難所の運営方法、情報伝達体制・避難誘導体制のあり方などの確認に努める。

(3) 企業、団体、病院、学校等の役割

企業、団体、病院、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に緊急避難所的な機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されるため、非常時に必要な機能を確保できるよう緊急連絡体制等の整備に努める。

３　市の役割

市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立に重点を置き、実践的な防災訓練を実施する。

また、防災訓練の実施に当たっては、市災害対策本部において、自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊等の広域実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

(1) 総合防災訓練（防災安全課、消防本部）

ア　実施時期

原則として３年に１回実施するものとし、中越大震災の経験を風化させないよう実施時期を考慮する。

イ　実施場所

原則として、市内各地区で順番に実施できるよう考慮する。

ウ　訓練方法

実働訓練とする。

(2) 地区別防災訓練（防災安全課、消防本部）

総合防災訓練を行わない年度に、自主防災組織と消防団の連携を図ることを目的とした地区別防災訓練を実施する。

(3) 図上訓練等（防災安全課、消防本部）

ア　市災害対策本部に配置する職員の判断能力向上や関係機関との協力体制強化を図るため、職員非常招集訓練及び図上訓練を実施する。

イ　災害時における通信確保対策の一環として、非常無線通信訓練を実施する。

ウ　災害時における受援体制の確立のため、他市町村との広域合同訓練の実施に努める。

(4) 福祉施設等における防災訓練（福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課）

福祉施設等の利用者は、自力で避難することが困難である場合が多いことから、

施設管理者は、平常時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者を対象として、避難誘導訓練等を行う。

(5) 学校等における防災訓練（教育・保育課）

ア　さまざまな場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含めた訓練を実施する。

イ　施設管理者は、職員及び施設利用者を対象として、避難誘導訓練等を行う。

(6) 平常時からの自主防災組織による避難所運営訓練の実施

第３節　自主防災組織育成計画

【担当課】　○防災安全課、消防本部

１　計画の方針

(1) 大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守るという意識を持ち自らの判断で避難行動をとる（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民及び市は、それぞれの役割を十分認識するとともに地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備及び育成を推進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平常時の活動

(ｱ) 情報の収集・伝達体制の整備
(ｲ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
(ｳ) 火気使用設備器具の点検及び把握
(ｴ) 防災資機材等の整備及び管理
(ｵ) 危険箇所の点検
(ｶ) 避難行動要支援者に係る情報の収集及び共有

イ　災害時の活動

(ｱ) 初期消火の実施
(ｲ) 地域住民の安否確認
(ｳ) 地域内の被害状況等の情報収集
(ｴ) 救出・救護の実施及び協力
(ｵ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
(ｶ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
(ｷ) 避難所の運営又は運営に対する協力
(ｸ) 避難行動要支援者の避難援助
(ｹ) 給食、給水及び救助物資等の配分

２　市民の役割

市民は、平常時から「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」との意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、町内会、自主防災組織等が行う活動を通じて、積極的に組織づくりを進め、地域の避難体制を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする各種活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

３　市の役割

(1) 啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、市民に対し、自主防災組織の重要性等を広く周知し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、自主防災組織における防災資機材等の整備を支援する。

(2) 自主防災組織の組織づくりの支援及び育成

市は、町内会、地区連絡協議会等の自治組織を母体とすることを基本として、市内全域において自主防災組織が結成されるよう組織づくりに対する助言等を行う。また、結成された自主防災組織の円滑な運営を目的として「小千谷市自主防災組織連絡協議会」を設立し、防災に関する情報の提供等を通じて地域防災力の向上に努める。

(3) 訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、費用の助成、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイタイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

(4) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組みの推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

４　自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第４節　防災都市計画

【担当課】　○建設課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

都市における風水害対策は、防災上危険な区域の総合的な治水対策が基本となるものであり、市は、土地利用計画等の策定及び建築確認制度や各種都市計画事業の活用により、都市の総合的な防災構造化を推進し、風水害に強い安全なまちづくりに努める。

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりの推進に当たっては、市、国、県等の各種機関が協力し、総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア　災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ　計画的な土地利用の規制及び誘導

ウ　防災上危険な市街地の解消

エ　積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ　災害に強い宅地造成の推進

カ　防災力向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全かつ円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市空間のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪期への対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、周辺の地形や土地利用状況等を踏まえ、積雪に配慮した構造とするとともに、必要な設備等を設ける。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア　地域における防災上の課題等の把握

イ　「防災まちづくり」を実現するための提案実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合は、良質な宅地の水準を確保するため、公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

３　市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

都市計画マスタープランは、土地利用及び都市施設に関する計画等を含む将来の望ましい都市像を明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。このため、防災まちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置付けることにより、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進する。また、無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア　避難路ネットワークの形成

市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難地のネットワークを形成する。

イ　避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ　防災公園における防災備蓄施設の整備

市は、災害発生時における東小千谷地区の拠点施設として整備された防災公園内に、災害備蓄品を集積し、支援物資の集配を担う施設を整備する。

第５節　集落孤立対策計画

【担当課】　○防災安全課、建設課、消防本部

１　計画の方針

土砂崩れ等により交通が遮断され孤立状態となることが予想される地域について、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることができるよう、必要な装備及び物資の配備並びに防災拠点施設等の環境整備を行う。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　孤立予想集落の住民は、孤立した場合に備えて食料、物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

イ　市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設及び資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄等を行う。

ウ　消防本部は、孤立予想集落現地の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

エ　県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

(2) 達成目標

ア　孤立状態にあっても通信手段が確保されている。

イ　住民が、安全を確保しながら、最低７日間は外部からの救援なしで自活できる。

ウ　消防団及び自主防災組織等により、最低限の初動対応と避難生活ができる。

エ　危険が迫った場合は､孤立した地域から速やかに住民が安全な場所に避難できる。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに孤立した地域から避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

(4) 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難性、避難所予定施設の受入可能人員等を考慮し、暖房及び調理用熱源と燃料の確保に特に配慮する。

２　市民の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料等を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害時に、住民の安否確認、救出、初期消火及び炊き出し等の実施並びに市への初期的な被害状況の報告及び救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

(3) 企業等の役割

孤立予想集落の企業等は、災害時における施設や資機材の提供等の協力について、

あらかじめ自主防災組織等と協議する。

３　市の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び住民への周知

ア　周辺の道路状況や、地形条件を整理し、災害時の交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

イ　孤立予想集落周辺の道路を、災害防除事業の活用により災害に強い道路となるよう整備する。

(2) 衛星通信等の通信手段の確保

ア　孤立した集落との連絡体制を確保するため、孤立予想集落に対し、衛星携帯電話の整備を図る。

イ　各消防団に整備された消防車載無線機を活用し、孤立した集落との通信手段を確保する。

(3) 集落防災拠点施設の確保

(4) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備及び備蓄物資の配備

国の補助事業の活用等により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備促進について支援する。

(5) 町内会等を母体とした自主防災組織の結成及び活動に対する支援

(6) 集落内のヘリポートとしての適地の確保

積雪が多い場合は、河川敷、農地等付近に障害物のない場所を圧雪して使用する。

(7) 積雪期に備えた雪上車等の装軌車両の確保

(8) 積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第６節　建築物等災害予防計画

【担当課】　○建設課、総務課、企画政策課、にぎわい交流課、福祉課、健康･子育て応援課、市民生活課、教育･保育課、文化スポーツ課、上下水道局、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 各主体の責務

ア　災害時の避難場所又は復旧及び救援活動の拠点施設となる、防災上重要な建築物の災害予防

(ｱ) 防災上重要な公共建築物等として以下のとおり定める。

a　災害対策本部が設置される施設（市庁舎、消防庁舎等）

b　医療救護活動のための施設（健康・こどもプラザ、病院等）

c　応急対策活動のための施設（警察署、消防署、市及び県等の出先機関庁舎等）

d　避難者の受入施設（学校、体育館、文化施設等）

e　社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者施設等）

(ｲ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a　建築物及び構造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

(a) 飲料水の基本水量の確保

(b) 非常用電源の基本能力の確保

(c) 配管設備類の固定強化

(d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備

(e) 防災設備の充実等

c　施設の適正な維持管理

施設管理者は、次の台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

(a) 法令に基づく点検等の台帳

(b) 建設時の図面及び防災関連設備等の図面

(c) 施設の維持管理の手引

イ　一般建築物の安全確保のための市及び県の指導

(ｱ) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保

必要により防災査察を行い、その結果に応じて指導・助言を行う。

(ｲ) 著しく劣化している建築物の安全確保

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ｳ) 落下物等による災害防止

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全確保の指導及び啓発を行う。

(ｴ) 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(ｵ) 地下道等の浸水防止対策

地下道等の浸水を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

(ｶ) がけ地等における安全立地

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

(ｷ) 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　防災上重要な公共建築物等のうち、特に避難所となる施設においては、スロープによる段差の解消や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。

イ　要配慮者の受入施設や、利用施設、要配慮者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じる。

(3) 積雪期での対応

ア　防災上重要な公共建築物等のうち、特に避難所となる施設においては、降雪機の利用を確保するよう努める。

イ　市及び県は、積雪期の風水害による被害を防止するため、克雪住宅の普及をはじめ、無雪化等を推進する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自らが居住する住宅等の適切な維持管理に努めるとともに、市及び県の指導や助言を参考として安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内における著しく劣化している建築物、落下物のおそれのある建築物を把握すると共に、当該建築物の所有者や管理者に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な公共建築物等の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、施設の適正な維持管理に努める。

イ　市及び県の指導や助言を参考として安全性の向上を図る。

ウ　病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

３　市の役割

(1) 防災上重要な公共建築物等の災害予防推進対策

ア　市が設置、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　企業等が建設、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導及び助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者に対し、計画の方針に定める防災対策が進められるよう、必要な指導及び啓発を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

４　県の役割

(1) 防災上重要な公共建築物等の災害予防推進対策

市、企業等が建設、所有又は管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導及び助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者又は管理者に対し、計画の方針に定める防災対策が進められるよう、市と連携して指導及び啓発を行う。

(3) 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

５　関係機関の役割

消防本部等は、防災上重要な公共建築物等の災害予防対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門的見地から必要な指導及び助言等を行う。

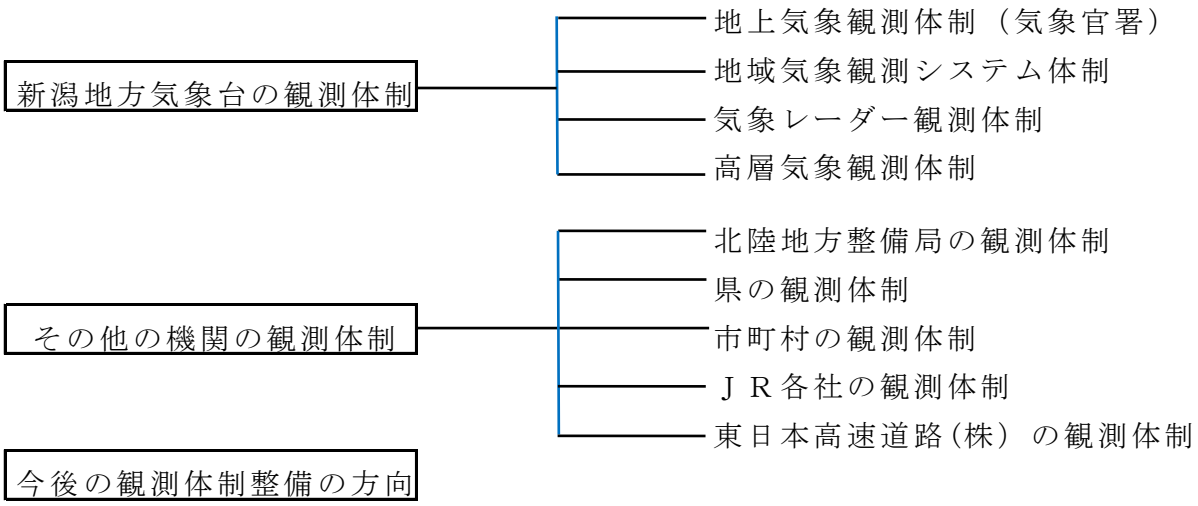
第７節　気象等防災観測体制の整備

【担当課】　○防災安全課、建設課、消防本部

１　計画の方針

気象庁及び新潟地方気象台は、気象、高潮、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持に努めるとともに、観測施設等の整備にあたっては耐震性を含めた信頼性の確保に努めるものとする。また、災害に結び付く詳細な自然現象の把握のために、防災関係省庁、地方公共団体等と協力して観測体制の充実に努める。

(1) 観測の体系



２　新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測体制（気象官署）

気象台、特別地域気象観測所で、気圧、気温、湿度、風向き、風速、降水量、日照時間などの地上気象観測を行っている。また、集中豪雨などの局地的な気象の把握を目的として、自動観測を行うアメダス(地域気象観測システム)により、降水量の観測を行っている。一部のアメダスでは降水量に加えて、気温、風向き・風速、相対湿度、積雪の深さの観測も行っている。

(2) 気象レーダー観測体制

気象庁は、全国２０か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(3) 高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国１６か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国３１か所に設置され地上約５kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(4) 静止気象衛星

東経 140 度付近の赤道上の高度約 35,800 キロメートルの静止軌道上に位置している静止気象衛星「ひまわり」を用い、日本を含む東アジア・西太 平洋地域の広い範囲を 24 時間・高頻度で常時観測を行い、雲や台風等の解 析などを行っている。

３　その他の機関の観測体制

地方公共団体他が気象観測を行う場合は、気象業務法の規定に基づき、気象観測測器の設置所在地を管轄する気象台へ届出を行う必要があるほか、同法及び国土交通省令に定められた技術上の基準に従って行わなければならない。同じく、気象観測に用いる観測測器については同省令に定められた一定の基準に適合した検定合格品を用いなければならない。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか，海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市町村にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

また、小千谷市と北陸地方整備局は、双方が有する防災情報及び管理情報等を光ファイバーネットワークを活用して共有し、防災体制の強化・効率化及び管理の高度化を図っている。

(2) 県の観測体制

ア　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や専用線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは庁内ＬＡＮや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

イ　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ　発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又

は報告される。

(3) 市の観測体制

市の観測体制は、次のとおりである。

ア　観測所別観測種別

・元中子観測所

【気温、気圧、風向、風速、最大風速、相対湿度、実効湿度、雨量、積雪】

・塩谷観測所

【気温、積雪】

・池ヶ原観測所

【気温、積雪】

・消防本部、片貝中学校、南小・中学校、吉谷小学校、東山小学校

【雨量観測】

・消防本部、片貝中学校、千田中学校、東山小学校、岩沢地区、川井地区、真人（中山）地区、真人（市之沢）地区

【積雪観測】

イ　インターネット公開

〔積雪観測〕

・http://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/shobo/sekisetsujoho.html
元中子観測所、消防本部、片貝中学校、千田中学校、東山小学校、岩沢地区、川井地区、池ケ原地区、真人（中山）地区、真人（市之沢）地区

・http://www.snowcon.com/weather/shiodani/sekise2.php
塩谷観測所

(4) ＪＲ各社の観測体制

ＪＲ各社は、県内の駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受ける。

ア　社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を１日２回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を２分間隔で計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数か所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

新幹線の路線には１０か所に風速計を設置し､常時風速の瞬間値を記録している。列車の運行に危険な風速が観測された場合は直ちに新幹線指令室の表示盤にランプで表示され、列車の運転規制等が行われる。

(5) 東日本高速道路（株）の観測体制

東日本高速道路（株）は、高速道路沿線の各所に気象観測装置を設置し、気象データを自動的に観測している。このほか、気象予測委託業者から気象データの提供を受

け、道路標示板による運転者への気象状況の伝達や、速度規制、除雪車の出動等に活用されている。

４　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第８節　道路施設等災害予防計画

【担当課】　○建設課、農林課

１　計画の方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急・救助活動や水及び食料等の物資の輸送並びに復旧時の資機材及び人員の輸送等の観点から、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関は、道路施設の安全性の確保や迅速に道路の情報を収集する体制の整備に努め、災害時には相互の協力により道路機能の確保に当たる。

(1) 緊急輸送ネットワークの確立

高速自動車国道、一般国道及び国道を連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点施設を連絡する道路を１次から３次の緊急輸送道路として指定する。

(ｱ) １次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道

（県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等）

(ｲ) ２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか､次の主要な防災拠点を連絡する道路

（市町村役場等､行政機関､公共機関､主要駅､港湾､ヘリポート､災害医療拠点､自衛隊等）

(ｳ) ３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

（○緊急輸送道路・・・・・資料編参照）

(2) 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

ア　道路管理者は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化、維持する。

イ　緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

ウ　被災時の救急、救助活動や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

２　道路管理者等の役割

道路管理者である東日本高速道路株式会社、国土交通省、県及び市は、管理する道路について日常点検、臨時点検及び定期点検を行い、道路施設の状況を正確に把握するとともに、災害予防のため必要な補修や施設機能の強化等を実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備及び強化

ア　法面、盛土部分等の斜面

落石等の恐れのある危険箇所を調査し､災害予防のための適切な対策を実施する。

また、土砂災害による崩壊が懸念される盛土については、道路機能を確保するため、道路土工指針等により対策を行う。

イ　排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設には十分な通水能力を確保することや舗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ　橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常点検、臨時点検及び定期点検等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ　ハザードマップの活用

各道路管理者は相互の協力を得て、河川管理者が作成する洪水ハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ　道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ｱ) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

(ｲ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため，必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(2) 防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

道路管理者は、災害や道路に関する情報の収集、伝達及び提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ)、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援に関する協定を締結している（一社）新潟県建設業協会、(一社）新潟県地質調査業協会等は、災害時の迅速かつ的確な協力に備え、情報連絡体制や、応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

ウ　道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線又は区間ごと）について関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整備する。

エ　道路利用者への広報

各道路管理者は、災害時に道路利用者が適切な判断と行動をすることができるよう、平常時から道路利用時における防災知識の啓発活動を推進する。

３　関係機関の役割

(一社)新潟県建設業協会、(一社)新潟県地質調査業協会及び小千谷市建設業協会は、災害時の迅速かつ的確な協力に備え、情報連絡体制を整備し、応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）並びに備蓄物資の確保に努める。

第９節　土砂災害予防計画

【担当課】　○建設課、農林課、福祉課、健康･子育て応援課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本市は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

(1) 各主体の責務

ア　市民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ　市は、住民へ土砂災害危険箇所等や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ　県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導の避難対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

あわせて、土砂災害警戒区域等を調査のうえ把握し、県土の多くを占める中山間地域や、都市機能や生産活動の麻痺など、社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するため、災害防止事業の実施を加速するとともに、施設能力を超える現象が発生しても被害を最小化するよう対策を実施する。

さらに、市及び市民への土砂災害警戒情報等の提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ　施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理を行い、本来施設が持つ能力を十分発揮させるよう努める。あわせて、定期的な点検を適切に実施できる体制の継続的な確保に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、平常時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難性を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、小千谷市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、

施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　県は、平常時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、小千谷市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

また、上記避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

あわせて、要配慮者利用施設の安全確保を目的とする砂防施設の整備を速やかに実施する。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、地域の自主防災組織等と協力し、積雪期の避難の困難性を考慮した警戒体制及び避難体制を構築し、安全かつ迅速な避難が行われるための支援を行う。

イ　県は、必要な情報提供等により、市が行う警戒体制及び避難体制の構築に対する支援を行う。また、積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、災害時には、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により被災状況の迅速な調査を実施する。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、平常時から土砂災害の前兆となるような現象に注意するとともに、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織を結成し、避難訓練等の防災活動の実施に努める。

(3) 企業等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

３　市の役割

(1) 住民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。また、土

砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(5) 情報伝達体制の整備

ア　住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である緊急告知ラジオ等の整備に努める。

ウ　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

・　土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
・　警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地
・　上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項
・　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ　避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ　土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布・回覧する。この際、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

あわせて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

(7) 地すべり防止区域巡視員の設置

県から委託された地すべり防止区域の巡視業務を実施するため、地すべり巡視員を配備するとともに、効率的な巡視計画を定める。

(8) 要配慮者の避難行動に対する理解の促進

市は、国と連携し防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。

４　県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア　保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ　治山事業の実施

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。県は、砂防指定地において、順次計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域等を地すべり防止区域に指定する。指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連たん地域や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等について、計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の地すべり防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じて補修、補強等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。また、災害時に人家等に被害を与え、救急・救命活動や速やかな復旧など、社会経済活動にも影響を与える可能性が大きい斜面内の立木を伐採し、被害防止や軽減を図る。

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進める

とともに、市と連携し、住民に対する周知を行なう。

(6) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）に県と新潟地方気象台から共同で発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備（土木部）

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

市と連携し、土砂災害に関する地域住民との情報交換を図るための体制の整備に努める。

(9) 市町村の防災体制整備への支援

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(10) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市町村を支援する。

(11)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア　基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ　土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制
- 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(12)地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第７条の規定に基づき、地すべりの早期発見及び地すべり防止施設の適正な管理に努め、地すべり災害からの人命及び財産の保護を図る。そのための

地すべり防止区域の巡視業務を効率的に実施するため市に委託する。

(13)専門技術を有するボランティア等の活用

県は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ア　新潟県治山防災ヘルパーの活用

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ　砂防・治山ボランティアとの協働

本県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員ＯＢを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人　新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(14)土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(15)二次災害の予防

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器、警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

ア　迅速な応急対策への備え

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

イ　二次的な土砂災害への対応

５　関係機関の役割

小千谷市建設業協会は、災害時における応急対策活動を円滑な実施を図るため、非常時の連絡体制を確立するとともに、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第１０節　河川の風水害対策

【担当課】　○建設課、農林課、福祉課、健康･子育て応援課、防災安全課、消防本部

１　計画の方針

(1) 各主体の責務

ア　市民は、「自らの命は自ら守る」という意識のもと、平常時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ　市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。(準用河川、普通河川)

ウ　国、県は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

さらに県は、人口・資産が集中する低平地や県土の多くを占める中山間地、都市機能や生産活動の麻痺など社会経済活動への甚大な影響を防止・軽減するための河川改修等の整備を加速させるとともに、施設だけでは防ぎきれない事象に対しては、住民の主体的な避難行動につながる住民目線のソフト対策の充実を図る。

エ　気象変動による影響をふまえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた注意期全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ　国、県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水のおそれがある場合、避難判断水位に達したときは、市へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(3) 積雪期の対応

ア　市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、事前に施設の危険箇所を調査し、関係機関と積雪期における対応について協議しておく。

イ　市は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に協議する。

ウ　市及び県は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれのある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民及び企業等の役割

市民及び企業等は、平常時より堤防や護岸などの河川管理施設における漏水、亀裂又は破壊等の前兆となる現象に注意をはらい、これらの状況にあることを発見した時は、直ちに各関係機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所について、確認しておく。

小千谷市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等､警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、市又は関係機関の協力を得て、豪雨、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において、消防機関（消防本部、消防団）等からの要請により、水防活動に従事する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

３　市の役割

準用河川、普通河川における河川管理施設等の災害予防は、次のとおりとする。

（○河川関係重要水防箇所、水防上危険な構造物……資料編参照）

(1) 洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ　河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ　下水道施設による雨水排除対策

(ｱ) 市街地においては、少なくとも５年に１回程度の大雨に対する浸水被害の解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

（ｲ）下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

(2) 減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、消防団及び市の水防組織を整備するものとする。

(ｲ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

（○伝達が必要な要配慮者利用施設・・・資料編参照）

ウ 警戒避難体制の整備

（ｱ）洪水ハザードマップ等により指定緊急避難場所、指定避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

（ｲ）緊急時の情報伝達体制を整備・確保する。

エ 住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報誌、住民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者利用施設棟などを含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など（緊急安全確保）の手段を講ずべきことにも留意する。

(3) 警戒避難体制の整備

ア　洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめとする警戒避難体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である緊急告知ラジオや同報系有線等の整備、広報車の確保等情報伝達体制を構築する。

(4) 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法やハザードマップの活用方法等について広報し、自主防災組織等と連携し、市民の防災意識の向上を図るとともに、要配慮者利用施設等などを含む避難訓練を実施する。

4　県の役割

(1) 洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

(ｱ) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(ｲ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する。

イ　河川管理施設の整備及び維持管理

以下の施設等の整備を計画的に推進するとともに、効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

・築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設
・内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備
・防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
・老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ　下水道施設による雨水排除対策

流域下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

エ　臨時ヘリポートの確保

災害時に緊急に人員又は資器材の運搬を可能とするため、臨時ヘリポートの確保に努める。

(2) 洪水への減災対策

ア　水防体制の整備

(ｱ) 水防計画の策定及び指定水防管理団体

a　県は、豪雨、洪水に際し、水災の警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防法の規定に基づき、新潟県水防協議会に諮って、「新潟県水防計画」を策定する。

b　新潟県水防計画では、本県における水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

c　県は、水防法に基づく水防管理団体である市町村及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

d　新潟県水防計画では、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(ｲ) 緊急用の水防資機材の確保

a　河川、ダムの管理者は、緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、水防管理団体及び各協会と協力し、資機材の備蓄・配備に努める。

b　水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、応援要請先及びその手続に関する資料を掲載する。また、水防計画は、公表するものとする。

(ｳ) 情報管理手法の確立

河川、ダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

(ｴ) 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

河川、ダムの管理者は、毎年、水防管理団体と重要水防箇所の見直しを調査し、水防管理団体や水防団等と出水期前に合同巡視を行い、確認する。

イ　防災体制の充実

(ｱ) 河川防災情報システムの機器更新整備

雨量や河川の水位等をリアルタイムで把握できる河川防災情報システムを適時、更新整備する。

(ｲ) 河川情報の共有化

河川防災情報システムと国土交通省及び新潟地方気象台と専用回線を接続し、雨量や河川の水位データ等の河川情報を共有化する。

ウ　住民等の防災意識の向上

(ｱ) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水ハザードマップの基礎資料となる洪水浸水想定区域図を作成し、洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域、浸水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。また、住民等にわかりやすいハザードマップの作成や説明会等の支援を行う。

(ｲ) 水防警報河川及び水防周知河川の拡充

主要な河川において、水防管理団体の意見を勘案し、水防警報河川及び水位周知河川の指定を推進する。

(ｳ) 洪水予報河川の拡充

流域面積の大きい主要な河川において、洪水予報河川の指定を推進する。

(ｴ) 防災情報提供の充実

インターネット等により、パソコンや携帯電話で提供している雨量や水位情報、ダム情報等について、より住民等にわかりやすい情報提供に努める。また、河川監視カメラや危機管理型水位計の施設整備を推進し、防災情報提供の充実を図る。住民等への防災情報提供の体制整備として、伝達手段の多様化を図る。

(ｵ) ダム放流警報設備の改良とダム放流情報の充実

ダム異常洪水時防災操作移行の際の住民主体の避難行動を結び付けられるよう、ダム放流警報設備を住宅側（河川の外側）にも向ける改良やダム放流情報の内容充実を図る。また、市の要望に基づき、避難情報等の情報提供手段としてダム放流警報スピーカーの開放に努める。

(ｶ) 防災意識の向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、防災意識の向上を図る。

(ｷ) 学校教育等との協力による防災教育の推進

国及び県は、市教育委員会等に対し、学校教育の体験学習等における児童・生徒の防災教育の推進のため、資料の提供、講師の派遣、施設見学への協力等を行う。

エ　河川管理施設の機能の維持向上

(ｱ) 堤防等の点検強化

人口や資産の集中している河川の区間や堤防が決壊した場合に影響の大きい河川の区間について、堤防の質的強化を図る。

(ｲ) 河川巡視の強化

河川の区間毎の重要度に応じて定められた巡視計画に基づき、河川巡視を実施する。

(ｳ) 河川管理施設の保全

水門、樋門、河川トンネル等については、施設ごとに策定された維持管理計画等に基づく点検により、緊急性・重要性がある施設の改築・修繕を確実に実施するとともに、健全度評価等により適時適切な補修・更新に努める。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、県、市町村等が行う、被災状況、県、市町村のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

イ　必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市町村等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

ウ　災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県、市町村等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。

エ　応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市町村等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくはあっせんを行う。

(2) （一社）新潟県建設業協会、（一社）新潟県地質調査業協会、小千谷市建設業協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第１１節　鉄道事業者の風水害対策

【担当課】　○総務課、防災安全課

１　計画の方針

ＪＲ東日本及びＪＲ貨物は、風水害等が発生したときは、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業内容に応じた防災体制等の確立を図る。また、信濃川発電所は、山本山調整池の被害状況を早期に把握し、影響が予想される事態に応じた防災体制等の確立を図る。

２　市及び県の役割

市及び県は、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について、必要な準備を整えておく。

３　各鉄道事業者の役割

(1) 施設の災害予防

ア　施設の保守管理

被害が予想される高架橋、橋梁、盛土箇所、トンネル、発電施設等の定期検査を行い、機能が低下しているものについて、補強又は改修等の計画を定める。

イ　近接施設に起因する被害の予防

線路に近接する施設等の倒壊又は落下物による被害を防止するため、関係公共機関、施設管理者に施設の整備及び防災対策の実施を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等を定める。

イ　情報伝達手段の確保

(ｱ) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

ａ　緊急連絡用電話
ｂ　指令専用電話
ｃ　ファクシミリ
ｄ　列車無線
ｅ　携帯無線機等

(ｲ) 適当な箇所に風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

災害時の運転基準及び運転規制区間を定め、災害の規模や被害状況に応じて運転規制等を行うとともに、十分な安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ｱ) 災害発生時の旅客の案内

(ｲ) 避難誘導等混乱防止対策

(ｳ) 緊急時の通信確保・利用方法

(ｴ) 旅客対策等

(3) 災害対策用資材等の確保

運転の早期再開を図るため、建設資機材及び技術者を早急に確保するための対策を定める。

ア　建設資機材の保有状況の確認及び調達

復旧作業に必要な建設資機材について関係各所で保有する種類及び数量並びに協力が得られる関係機関、企業等の保有状況を確認するとともに、借用方法及び活用方法について定める。

イ　技術者等の確保

復旧作業に従事する技術者等の人員及び配置状況を把握するとともに、協力が得られる企業等と緊急時における人員の派遣等について協議しておく。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達するなど迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(4) 防災広報活動

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通しなどについて、正確かつ迅速に広報するための情報連絡体制を確立する。

第１２節　農地・農業用施設等の風水害対策

【担当課】　農林課

１　計画の方針

(1) 共通的な災害予防対策

ア　農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ　常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

ウ　農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

エ　農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

オ　用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

カ　ため池・養鯉池の災害予防対策

ため池・養鯉池の管理者は、平常時からため池等の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、事前放流等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、水位計や監

視カメラの設置による遠方監視体制を確立させるため池の決壊や下流への被害の予測情報に基づき、迅速かつ的確な避難行動につながる取組を推進していく。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施す。

２　土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市町村等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

３　市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

農区長、農家、土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2)気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され、災害が発生する危険が予想される場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力してパトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、

関係機関等へ連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

４　県の役割

(1) 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関との連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

５　関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ　農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第１３節　防災通信施設の整備と風水害対策

【担当課】　○防災安全課、総務課、消防本部

１　計画の方針

(1) 災害時の通信手段確保のため、防災行政無線をはじめとする情報通信設備の整備及び停電対策等を推進する。

(2) 防災関係機関は、市民及び関係機関相互間の情報伝達方法について対策を講じる。

２　市の役割

(1) 防災行政無線（移動系）の整備

・移動系無線の整備

被害状況を把握するため、市（基地局）と災害現場の車載型若しくは携帯型の無線機（陸上移動局）との間、又は陸上移動局間で通信を行うための設備の適切な管理及び機能の充実に努める。また、交信不能地域（東山、川井、岩沢及び真人地域）の解消を図るための対策を講じる。

(2) 無線以外の通信手段の確保

ア　防災行政無線の交信不能地域に衛星携帯電話を設置し、通信手段を確保する。

また、既に設置された小千谷市役所、片貝総合センター、各連絡所（川井、東山、岩沢、真人）及び消防本部については、災害時に確実に使用できるよう定期的な通信訓練を実施する。

イ　災害現場との通信に消防車載無線機を活用する。

ウ　ラジオや電子メール、SNS 等を有効に活用する。

(3) 停電対策

商用電源停電時も通信設備の運用に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(4) 非常用通信機器の確保

大災害により携帯電話等通信機器が不足し、又は使用不能となる事態に備え、非常用通信機器の調達方法について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

(5) 通信設備の耐震対策

地震による通信設備の落下又は転倒を防止するため、設置場所、固定方法等を十分に検討する。

(6) 防災相互通信用無線機の整備

災害時における防災関係機関の防災活動の連携を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(7) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うため新潟県総合防災情報システムを整備する。

(8) 消防防災情報通信施設の整備

ア　高機能消防指令システムの整備

災害時の 119 番通報を迅速に受け付け、災害発生から収束まで消防活動を管理・統制するため、高機能消防指令システムの整備を図る。

イ　消防救急デジタル無線の整備

高機能消防指令システムと連携し、無線統制により消防活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線の整備を図る。

(9) 通信に関する訓練の実施

非常通信の運用及び統制等について、定期的に訓練を行う。

３　県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備

ア　地上系及び衛星系無線施設

(ｱ) 地震による公衆回線の途絶又は輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系及び衛星系の新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(ｲ) 有線及び無線並びに地上及び衛星を活用した多ルート化や関連設備の分散配備等により、災害に強い伝送路の構築を図る。

イ　移動系無線施設

災害時の情報収集活動を円滑に進めるため、基地局と陸上移動局（車載・携帯）で構成される無線施設の整備を図る。

(3) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(4) 停電対策

ア　停電対策として、自動起動及び自動切替の非常用発電設備及び直流電源設備等の整備を図る。

イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で７２時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。

(5) 新潟県防災行政無線の運用

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和５０年新潟県告示第５９０号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は、通信取扱責任者を選任し、通信の途絶及び輻輳を想定した通信機器の操作訓練及び災害時において運用等に関する指揮を担当させる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害時を想定した実践的な保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の運用及び統制並びに緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器の輸送及び

操作等について、定期的に訓練を行う。

(6) 通信機器の配備及び調達

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　防災行政無線を補完する設備として、衛星携帯電話、インターネット等、通信事業者の提供する通信機器の整備を図る。

ウ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の確保について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

エ　ヘリコプターのテレビ電送システム等により､災害対策本部等の関係機関に対し、被災現場の状況を示す画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

４　関係機関の役割

小千谷アマチュア無線クラブ等は、市の応援協定に基づき、災害時の情報の収集及び伝達等通信の確保に協力する。

第１４節　放送事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

風水害発生時における放送は、気象警報や避難に関する情報等伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等の情報を迅速かつ広範囲に伝達するとともに、パニックを最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待される。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

２　各放送機関の対策

(1) 必要な対策

ア　放送設備の落下又は転倒を防止するための補強対策

イ　重要部品、資機材等の常備

ウ　非常用電源の確保

(2) 対策の計画

ア　風水害による被害状況を予測し、予備機器等の整備検討

イ　防災意識の高揚

ウ　各種防災対策の強化

(3) 体制面の整備

災害時の対応について､連絡体制の整備を図る。

第１５節　電気通信事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信の確保がなされるよう、設備の耐震対策及び大量な情報の輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

２　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

建築物、電気通信設備、鉄塔、電力設備等についての風水害対策を引き続き実施し、適切な補強、更新又は補修を行う。

イ　倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

ウ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

災害時の通信の確保を図るため、通信網のバックアップ体制を整備する。

ア　主要伝送路のループ構成化及び複数ルートの構成による通信網の整備ついて、今後も計画的に推進する。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ　非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器等の配備

主要な拠点施設に災害対策用機器等を配備し、必要により増設又は更新を行う。

ア　衛星携帯電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動基地局車

エ　移動電源車及び可搬電源装置

オ　応急復旧用光ケーブル

カ　ポータブル衛星車

キ　その他応急復旧用の各種装置類

３　体制面の整備

平常時における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員等に対する教育及び応急対策計画の作成に努めるとともに、定期的に防災訓練を実施する。

(1) 災害対策本部等の設置

災害時は、災害対策本部等の設置基準に従い、被害の規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置

イ　支援本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　グループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる社員の行動及び非常連絡体制を明確にし、情報伝達訓練、緊急招集訓練及び安否確認訓練の実施により、防災意識の高揚を図る。

イ　中央防災会議、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び、研修の実施並びに各講習会へ参加する。

４　災害対策用資材等の確保

災害時の通信の確保を図るとともに、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資機材等の主要拠点施設への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の資材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

資材等の仮置場所及び運搬のための臨時ヘリポート等を確保し、確保が困難な場合は、市又は県に確保を要請する。

５　防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

風水害により電気通信の確保に支障を来した場合、又は利用の制限を行った場合は、速やかな広報活動を行う。また、広報活動の行うための関係機関との連絡体制や広報ルートに関する基礎資料等を事前に準備する。

(1) 防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知

エ　災害用伝言サービス提供に関する事項

オ　災害時の不要不急な通信は控えることの周知

６　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第１６節　電力供給事業者の風水害対策

【担当課】　防災安全課

１　計画の方針

○　計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

２　設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講じる。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は２回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も２重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。

３　体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センターは，２４時間の監視体制で非常時に備え，安定供給に努める。

(2) 防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

４　災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両､ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに､輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

５　防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害の防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

６　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関係工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第１７節　ガス事業等の風水害対策

【担当課】　○防災安全課

１　計画の方針

北陸ガス株式会社及びＬＰガス事業者等並びに石油資源開発株式会社は、風水害によるガス施設の被害を最小限にとどめ、二次災害防止措置及び復旧対策を実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

２　ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害軽減対策

(ｱ) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐほか、風水害対策を計画的に進める。

(ｲ) 消費者に対してＬＰガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ　二次災害防止対策

(ｱ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を周知する。

(ｲ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ｳ) ＬＰガス事業者は、風水害により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。

(ｴ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段の確保に努める等､被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。

(3) ガス供給設備及び消費先ガス設備を速やかに復旧するため、平常時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

(4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検及び安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対して、ガスメーター及びＬＰガス容器周辺の除雪について協力を求める。

(5) ＬＰガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　石油資源開発（株）の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめるとともに､ガスパイプライン事故による二次災害を防止するため､緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制の整備等について万全の措置を講じる。

(2) 被害状況を、県及び市へ連絡する体制を整備する。

４　市民及び企業等の役割

(1) 所有するガス設備について、ガス事業者等の助言を得て、風水害に対する安全対策を行う。

(2) 風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者等による広報等を通じてあらかじめ理解しておく。

(3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を準備する。

(4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検及び安全確認点検のため、ＬＰガス容器設置箇所やガスメーター周辺の除雪を行う。

５　市の役割

(1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のＬＰガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

(2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

　また、要配慮者等と接する機会の多い、福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

(3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

６　県の役割

ＬＰガス事業者に対して、次の事項について指導する。

(1) ＬＰガス充てん所の風水害に対する安全対策の推進

(2) 被害が生じたＬＰガス供給設備及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

(3) 都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

(4) 一般家庭及び事業所における風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発

(5) ＬＰガス容器の流出防止対策の推進

７　関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

ア　研修会及び講習会の開催により、ガス事業者に対して、風水害対策や風水害発生時の安全措置等を啓発する。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、需要家に対して普及・啓発を図る。

(2) （一社）新潟県ＬＰガス協会

ア　研修会及び講習会の開催により、ＬＰガス事業者に対して、風水害対策や風水害発生時の安全措置等を啓発する。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を

整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　風水害発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第１８節　上水道事業の風水害対策

【担当課】　○上下水道局、防災安全課

１　計画の方針

風水害による断水又は減水を最小限にとどめるため、施設の新設及び改良計画に合わせて計画的に防災対策の強化を推進する。また、応急対策を円滑に実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。

また、市民は、概ね３日間分の飲料水を自ら備蓄するよう努める。

２　水道事業者、市の役割

(1) 達成目標

被災した市民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む。）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの１人当たりの応急給水目標水量を設定する。また、風水害の被害規模（断水発生率等）を想定するとともに、被災直後から経過日数ごとの被災した市民に対する応急給水必要水量を推定し、その確保対策に努める。

区　分	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね１か月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの給水量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（３ℓ／日） ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ／日） ・２週間後は生活水量の確保（30～40ℓ／日） ・１か月後は各戸１給水栓の確保

(2) 施設の災害予防

ア　現況　　（令和３年３月３１日現在）

	給水人口	取水場	浄水場	配水場	加圧場	管路延長	給水タンク等
上水道	34,164人	6か所	4か所	23か所	20か所	354,787m	2t　1台 1t ----- 6ヶ 500ℓ----- 2ヶ 350ℓ----- 2ヶ 給水袋2,000枚
小規模水道	42人	2か所	2か所	2か所	0か所	1,330m	
計	34,206人	8か所	6か所	25か所	20か所	356,117m	

イ　予防計画

防災対策計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市町村防災担当部局が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、飲料水等の確保に努める。

(ｱ) 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

(ｲ) 貯水、取水及び導水施設

緊急遮断弁を設置し､汚水等の混入による二次災害の防止等､防災性の強化を図る。水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(ｳ) 浄水、送水及び配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送・配水幹線については、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は､原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

(ｴ) 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて１日以上（孤立が予想される集落は３日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(3) 体制の整備

ア　施設の保守点検

現状の水道施設及び地盤等の補強を行うとともに、定期的な点検により機能維持を図る。

(ｱ) 孤立が予想される集落に対する応急給水対策を確立する。

特に積雪期は、復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

イ　風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

(ｱ) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(ｲ) 応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c　応急給水マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｳ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ｴ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(4) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める

(5) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(6) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(7) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

３　県の役割

(1) 水道事業者、市町村等からの情報収集及び助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市町村に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用及び応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関と情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市町村からの応援要請に対応できるよう、平常時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報の共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に行われるための体制の構築に努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、

緊急時連絡体制を確立する。また、災害時の通信確保のため通信手段の多様化を図る。

４　関係機関の役割

(1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備し、その強化に努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第１９節　下水道事業の風水害対策

【担当課】　○上下水道局、防災安全課

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民は、風水害により下水道等（下水道及び農業集落排水）の処理場、ポンプ施設又は管渠が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下したときは、下水道管理者から下水道等の使用の自粛を求められる場合があることを平常時から認識しておく。

また、下水道等が被災したときは、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレの使用、入浴等をできる限り自粛する。

さらに、風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ　市は、風水害発生後直ちに被害状況調査及び復旧工事に着手するための体制を整備する。

また、下水道等が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の見通しを立て、被災状況、トイレの使用制限等必要な情報を市民に広報できるように準備をしておく。（第３章第２１節「トイレ対策計画」参照）

さらに、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、被害状況調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資機材を備蓄又は災害時に調達するための対策を講じるとともに、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアルの作成等により災害に備えた体制の整備に努める。

ウ　下水道等の復旧は、おおむね次の計画を目安にする。

風水害発生後～３日目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・市民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、管渠、ポンプ施設の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害発生後３日目程度～１週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・応急対策実施
風水害発生後１週間程度～１ヶ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
風水害発生後１ヶ月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

エ　市及び県は、被災した施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を図る。

また、新設及び既存の施設の風水害対策を講じるように努める。

オ　下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市は、避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない場合又は使用できない場合は、使用可能な仮設トイレ等の提供に配慮する。

イ　市及び県は、下水道等の被災箇所又は工事箇所にバリケード等を設置し、要配慮者の進入による事故を防止する。

(3) 積雪期の対応

ア　被害状況調査の際に、除雪が必要な箇所を確認し、市災害対策本部に除雪を要請する。

イ　市及び県は、下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応が取れるよう準備しておく。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア　各家庭において､風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時は、下水道等に流入する水の量を少なくするよう努める。

ウ　市民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理を共同で行うなど、協力して災害に対応するための体制の整備に努める。

エ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業、学校等の役割

ア　企業、学校等において、風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時は、下水道等に流入する水の量を少なくするよう努める。

ウ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

３　市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

オ　応急対策マニュアルの作成

(2) 災害時における下水道等使用に関する市民への普及啓発

ア　一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るように努める。

イ　マンホールトイレの災害時の活用について普及啓発を図るように努める。

(3) 下水道等施設の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　県と協力し、早期に機能回復できるように努める。

ウ　下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、県民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

(4) 体制の整備

ア　下水道等の施設台帳は、災害時の調査及び復旧作業を円滑に行ううえで重要な資料であることから、資料の収納及びデータの保管施設について、バックアップのための措置として遠隔地に同様の資料を保管し、資料の確実な管理体制を整備する。

イ　下水道等の施設の定期パトロールを実施し、風水害に対し迅速かつ的確な対策が講じられるよう、施設の状況の適正な把握に努める。

ウ　施設等を補修し、又は改良した記録を、風水害発生時に有効に活用できるよう整備する。

エ　「災害時事務分掌」を定め職員及び工事関係者に周知徹底を図るとともに、風水害に関する知識の啓発に努め、防災体制の整備を図る。

オ　災害時の活動を適切､安全かつ迅速に遂行するため､職員及び工事関係者による、防災訓練を実施するとともに、関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

カ　復旧対策に係る応急工事及び復旧方針策定のため、市内における協力体制の確立を図り、風水害を想定した訓練を通じ、下水道事業における災害時支援に関するルールに基づく、支援団体の受け入れ体制を整備する。

キ　下水道等の施設の調査及び復旧に際し、ライフラインを管理する防災関係機関等との協議及び情報交換が必要となるため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能な限り事前に協議を行い、情報交換や連絡・協力体制に関するルールを整備するよう努める。

(5) 災害対策資機材の確保

ア　（公財）新潟県下水道公社、近隣市町村及び中部地方下水道協会と応急対策用資機材を分担して備蓄又は整備する体制を確立する。

イ　応急対策用資機材の調達のための相互協力体制及び輸送計画を確立するため、小千谷市建設業協会及び小千谷市指定排水設備組合と協力協定を締結するとともに、他の下水道事業者等の協力を得るための協議を行う。

ウ　下水道事業における災害時支援に関するルールに基づき、相互支援に必要な資機材の整備に努める。

(6) 二次災害の防止

下水道各施設の損傷の拡大及び機能の低下を最小限にくい止めるとともに、これらの被害に伴う各種薬品類、燃料の漏洩、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

４　県の役割

(1) 緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　流域下水道の応急対策マニュアルの作成

(2) 市町村に対する支援体制の整備

ア　大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　市町村の応急対策マニュアル等の作成支援を行う体制を整備するように努める。

ウ　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

(3) 県民に対する啓発

一般家庭、事業所等における携帯トイレ等の備蓄の重要性及び災害時における下水道等の使用制限について、啓発を図る。

(4) 災害時の流域下水道施設の管理

ア　流域下水道施設点検を速やかに行い、被災状況の確認及び必要な応急処置を行う。

イ　流域関連公共下水道管理者である市町村の協力を得ながら、災害対策資機材の確保、復旧対策の円滑な推進等を図り、早期の機能回復に努める。

ウ　流域下水道の被災状況、復旧見通し等に関する情報を関係市町村、関係機関及び県民に速やかに周知するよう努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

５　関係機関の役割

(1)（公財）新潟県下水道公社

県の指示により、流域関連公共下水道管理者である市町村と協力し、早期の機能回復に努める。

(2)（地共）日本下水道事業団及び（一社）地域環境資源センター

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を整備し、関係機関に周知する。

イ　緊急時の対応窓口、連絡方法等について、市及び県と協議し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査・復旧工法等に関する技術的支援等必要な支援ができる体制を整備する。

(3)（公社）日本下水道管路管理業協会

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を整備し、関係機関に周知する。

イ　緊急時の対応窓口、連絡方法等について、市及び県と協議し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕な資機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

(4)（一社）新潟県下水道維持改築協会

ア　市からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

(5)（公社）全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア　市及び県からの協力依頼に備え、夜間及び休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

(6) 小千谷市指定排水設備組合並びに処理場及びポンプ施設の管理受託業者

ア　夜間、休日又は災害時における緊急の連絡先及び連絡方法等について市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

イ　必要な資機材の備蓄及び調達等、市の災害時の応急対策に協力できる体制を整備する。

第２０節　工業用水道事業の風水害対策

【担当課】　上下水道局

１　計画の方針

風水害による、断水又は減水を最小限にとどめるため、工業用水道施設の強化及び配水施設の整備を計画的に推進する。また、応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材の整備及び平常時における需要家との協議等を行う。なお、本節によるもののほかは、第１８節「上水道事業の風水害対策」に準ずる。

２　工業用水事業者の役割

(1) 設備の災害予防

ア　現況　（令和３年３月３１日現在）

需要家数	浄水施設		管路延長	
	表流水	地下水	表流水	地下水
４件	１か所	１か所	3,154m	2,512m

イ　施設の安全及び機能の確保

(ｱ) 浸水対策

河川の増水等により、施設が冠水するおそれのある場合は、必要に応じて防水対策を講じ、施設の安全及び機能を確保する。

(ｲ) 濁水対策

条例等に規定した給水水質を確保するため、想定される濁水に対する浄化機能を有する施設とする。

(ｳ) 停電対策

受変電設備等の停電に備え、必要に応じて非常用電源設備等を設ける。

ウ　老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 体制の整備

ア　応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合における施設の安全確保、情報収集、職員の動員及び緊急連絡体制等を明記したマニュアルを定める。

イ　職員に対する教育及び訓練

(ｱ) 応急対策マニュアルに沿った訓練を定期的に行い、習熟する。

(ｲ) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び技術の向上等、人材を育成する。

ウ　設備台帳及び図面等の整備

設備台帳及び埋設管路等の図面を常に整備しておく。

エ　製造業者及び施工業者の確認

被害が発生した場合において、必要資機材及び工事等の請負先を迅速かつ的確に

確保するため、あらかじめ関係業者を確認しておく。

オ　事業者間の応援体制

他の事業者の被災状況等により、対応が必要な場合に備え、あらかじめ互いの連絡窓口を確認し、連絡体制を整える

第２１節　危険物等施設の風水害対策

【担当課】　消防本部

１　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、風水害等による災害の未然防止を図るため、事業者、消防本部及び市は、必要な対策を講ずる。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害等による災害発生の未然防止を図る。

イ　市、消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期での対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

２　事業者の役割

(1) 共通事項

ア　災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ　危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守することにより、災害を未然に防止し、公共の安全を

確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法 、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射線使用施設

ア　保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ　放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の転倒、移動及び落下の防止措置を講じる。

ウ　放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ　放射線施設の非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

３　市の役割

(1) 処理すべき事務

危険物等施設の設置状況を把握する。

(2) 危険物等施設の安全対策

県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏えい、放射性同位元素による被爆等による災害防止及び拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量危険物・薬品等について、管理者に法令・安全規則の遵守等適正な管理について、指導・助言するものとする。

(4) その他

火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する県の権限を委譲された市町村にあっては、対象施設に係る「５　県の役割」で定める事項

４　消防本部の役割

(1) 処理すべき事務

ア　所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。

イ　危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率性の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

（○危険物施設等に関する資料・・・資料編参照）

ウ　火薬類取締法に基づき、火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

エ　火薬類取締法に基づき、煙火の消費許可に関する事項について、安全確保等を図る。

５　県の役割

(1) 危険物施設安全対策

ア　市、消防本部に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全性確保を図るよう要請する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

ア　消防本部と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

イ　(一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

ア　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

イ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

ウ　(一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県ＬＰガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧

ガスの自主保安体制の確立を指導する。

エ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物及び劇物の貯蔵状況、危害防止規程等を調査し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を大量に取り扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア　有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

第２２節　火災予防計画

【担当課】　○消防本部、防災安全課

１　計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、市民、地域、企業、事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講ずる。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

ア　市民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用防災機器（住宅用防災警報器・住宅用防災報知設備）の設置及び維持管理を行う。

イ　市及び消防本部は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団組織の充実及び強化を図る。

ウ　県は、市及び消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図る。

エ　市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア　市及び消防本部は、要配慮者等と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ　市及び消防本部は、要配慮者が居住する住宅について、防火査察を重点的に実施し、住宅用防災機器の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市及び消防本部は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況の把握に努める。

２　市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ　安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ　小千谷市火災予防条例に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持管理を行う。

エ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自主防災組織等のある地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織体制を構築し、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等による教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。

ウ　厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止対策を行う。

エ　病院、社会福祉施設等多くの要配慮者が多数所在、利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等に応じ、自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

３　市の役割

(1) 出火の防止

市及び消防本部は、住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

ア　消火器、消火バケツ等消火器具及び住宅用防災機器の普及

イ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

ウ　耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導

エ　火気使用場所の不燃化促進

オ　カーテン、じゅうたん及び寝具類等防炎製品の普及促進

カ　灯油等危険物の安全管理徹底

キ　異常気象時の火気取扱い制限

(2) 初期消火活動の徹底

市及び消防本部は、初期消火の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所（自衛消防隊）等を通じて、次の対策を指導する。

ア　各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。

イ　防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ　消防本部は、予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

(3) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(4) 消防団の充実強化

ア　地域住民、企業等の消防団活動に対する理解を深め、協力を得るため、広報活動

の更なる充実や消防団協力事業所表示制度を活用し、消防団員を雇用する企業等と消防団との情報交換等により協力関係を構築する。

イ　迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

ウ　地域住民の「安全で安心できる生活の確保」を実現するため、地域防災の中核を担う消防団の整備計画を策定、更新する。

(5) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(6) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド等で避難場所と重複しない場所を臨時ヘリポートとしてあらかじめ指定する。

４　消防本部の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に示された充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 市民等に対して、すべての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

(3) 市民等に対し、防火研修会等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し防災意識及び防災行動力の向上を図る。

(4) 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

(5) 初期消火体制の確立を図るため防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

(6) 消防水利の位置を明記した地図を整備する。

(7) 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

５　県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市、消防本部の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火、避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防

火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

第２３節　水防管理団体の体制整備

【担当課】　○防災安全課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

小千谷市は水防法に定める指定水防管理団体であり、市長は水防管理者として当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

ア　要配慮者に対する配慮策

要配慮者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。

イ　積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　日頃から､｢自らの命は自らが守る｣意識のもと自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性やとるべき避難行動等について認識を深める。

イ　風水害時､市長又は消防機関の長からやむを得ず水防の協力要請があった場合は、水防に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、小千谷市建設業協会等は日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、小千谷市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

３　市の役割

(1) 水防計画の策定

県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

(3) 消防団等の育成強化

ア　平常時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、消防団組織の充実と習熟に努める。

イ　自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ　毎年出水期に１回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

ア　水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

イ　河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

（重要水防箇所、水防上危険な構造物・・・・・資料編参照）

ウ　河川及び砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

（水防倉庫資材備蓄一覧表・・・・・資料編参照）

エ　河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成し、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(5) 災害発生時の処置

市は、堤防が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に従事する者の安全の確保を図る。

４　県の役割

(1) 水防計画の策定

ア　洪水又は雨水出水に際し、水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ　水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ　危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

(2) 水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である市及び水防事務組合の内、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

(3) 水防資機材

ア　緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特性を踏まえ水防管理団体及び（一社）新潟県建設業協会等の民間団体と協力して、資器材の整備を図る。

イ　非常時の水防資機材、作業員の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておく。

(4) 重要水防箇所の調査

浸水等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

北陸地方整備局は、緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県、市と合同で実施する。

第２４節　廃棄物処理体制の整備

【担当課】　環境共生課

１　計画の方針

各主体の責務

(1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(2) 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を２階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。

ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。

(3) 市は、水害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し協力を求める事項について周知する。

(4) 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧対策の整備に努める。

(5) 県は､市からの要請に備え､市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣他県、国との協力体制を整備する。

２　市民の役割

(1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど、住宅の浸水対策に努める。

(2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

３　市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア　水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ　市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会を活用して啓発を行う。

(2) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

４　県の役割

広域処理体制の整備

(1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

(2) 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3) 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

５　関係機関の役割

(1) 環境省関東地方環境事務所

ア　災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。

イ　大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

(2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県･市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

(3) (一社)新潟県産業資源循環協会

ア　県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(4) (一社) 新潟県浄化槽整備協会

ア　県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(5) (一社) 新潟県解体工事業協会

ア　県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

(6) (公財) 新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第２５節　救急・救助体制の整備

【担当課】　○消防本部、建設課、福祉課、健康・子育て応援課

１　計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等が同時多発した場合に備えて、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 各主体の責務

ア　消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ　市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

ウ　市及び消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ　市、消防本部、医師会及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ　市は、大規模災害時にあっては、医療救護本部を設置し、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、市、消防、警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ　市、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害時にあっては、一人でも多く地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

キ　市、消防本部、県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ク　消防本部及び県は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 達成目標

ア　市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた計画により、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等の計画的な整備の充実を図る。

イ　県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、要配慮者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(4) 積雪期の対応

市及び消防本部は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び避難場所等への市民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平常時から地域、学区、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織等の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関等の役割

ア　医療機関

医療機関は、市、他の医療機関及び医療関係団体等とともに大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、市と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

３　市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署・消防団における車両及び資機材等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

県、警察、県内代表消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 住民に対する防災意識の啓発

防災訓練や応急手当等の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、地元医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、地元医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

小千谷市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

４　県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動を行うことができるよう、県、警察本部、市及び消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防本部とＤＭＡＴが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、救急救命士の技術の高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟

県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関との協力体制の確立

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等の県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

５　関係機関の役割

(1) 小千谷市魚沼市医師会等

市から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部小千谷市地区

日本赤十字社新潟県支部小千谷市地区は、市から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、地区内の各奉仕団を招集し、応急救護等を行う。

(3) 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関等

ア 新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第２６節　医療救護体制の整備

【担当課】　○福祉課、健康・子育て応援課、消防本部

１　計画の方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、相互に連携し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うための緊密な協力体制を整備する。

○　基本方針

(1) 各主体の責務

(ｱ) 市及び県は、風水害等から市民の生命と健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制を整備する。

(ｲ) 県は、災害時における市町村、医療機関等からの支援要請に迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制を整備する。

(ｳ) 県は、広域災害・救急医療情報システムの活用等により、行政、消防、医療機関の連絡体制を整備する。

(ｴ) 市及び県は、医療機関の協力を得て、災害時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保に必要な体制を整備する。

(ｵ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として災害時に患者の受入れができる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、選定した病院において災害時に対応するため必要となる施設及び設備の充実に努める。

(2) 関係機関の協力体制

(ｱ) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟ＤＭＡＴ、新潟ＤＰＡＴ、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(ｲ) 県は、被災地における医療（医療資器材等を含む。）の需給調整等の業務を行うため、被災地域を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会等医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び県医務薬事課等が協力し、コーディネーターを支援するための体制を整備する。

(3) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体は、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）及び救護を行うため情報の共有と協力体制の整備を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に死傷するケースが多いことを考慮し、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、要配慮者に対する医療救護活動が円滑に

行われるよう体制を整備する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

２　市民及び医療関係機関等の役割

(1) 市民の役割

市民は、定期的に服用している薬や常備薬を災害時に持ち出せるように平時から準備する。

(2) 医療機関等の役割

ア　病院

(ｱ) 病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して、次の事項を定めた病院マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(ｲ) 病院防災マニュアルには次の事項を盛り込む。

ａ　災害対策委員会の設置

ｂ　防災体制に関する事項（ライフラインの確保、医療資機材等の備蓄・支援協力病院の確保等）

ｃ　災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡体制及び指揮命令系統の確立、情報収集方法等）

ｄ　入院患者に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等医療機器の使用状況の把握、患者の移送方法及び避難誘導、ヘリポートの確認等）

ｅ　患者の受入れに関する事項（トリアージ、入院手続き等）

ｆ　人工透析を行なう医療機関にあっては、医療機器及び水の確保に関する事項

ｇ　その他（医療設備等の確保、自家発電設備の運用方法等）

(ｳ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行う。

イ　診療所

診療所は、病床の有無及び規模等に応じ、病院の防災マニュアルの内容に準じてマニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を行う。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県からの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

(ｱ) 地域災害拠点病院

ａ　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害時の後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

ｂ　災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資機材等の備蓄に努める。

(ｲ) 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）

a　災害時において後方病院として被災現場、救護所、被災地域医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練及び研修等を行う。

b　災害時の衛星電話等の通信手段、患者の受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

カ　県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

キ　医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、ＪＭＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平常時から体制を整えておく。

３　市の役割

(1) 医療救護本部の設置

(2) 救護所（初期救急医療を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の中から、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

（○基幹避難所・・・・・資料編参照）

イ　救護所のスタッフの編成

市は、地元医師会等医療関係団体と協議し、救護所における医療救護班（医師１人、看護師２人、薬剤師１人及び補助者１人）及び歯科医療救護班（歯科医師１人、歯科衛生士２人及び補助者１人）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

市は、災害時に直ちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 医療資器材等の確保

市は、救護所における医療救護活動に必要な医療資器材等の確保に関する計画を定める。

４　県の役割

(1) 新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後４８時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＭＡＴは、原則として１チームにつき医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名で構成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請など迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア　県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名の５名で構成し、全県で２５班編成する。

イ　県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名の４名で構成し、全県で８班編成する。

(3) 新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟ＤＰＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＰＡＴは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた４～５名で構成する。

(4) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア　救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合など、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ　救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師１名、看護師２名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名、精神科医師１名、精神ソーシャルワーカー１名及び補助者１名の編成計画を定める。

ウ　救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(5) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(6) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(7) 医療資器材等の確保

ア　医療資器材等の配備

県は、医療救護班と歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

イ　医療資器材等の供給支援

県は、市町村及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(8) 広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（ＳＣＵ）・設備の確保に努める。

(9) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(10) 平常時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第２７節　避難体制の整備

【担当課】　○防災安全課、総務課、建設課、福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

(1) 各主体の責務

風水害による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な事前避難並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市民、市、県及び関係機関は、次の事項に留意してそれぞれの責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

(ｱ) 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

(ｲ) 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(ｳ) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

(ｴ) 避難誘導体制の整備

(ｵ) 災害の内容に応じた、指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、人間の認知特性（災害リスクが高まっても正常の範囲の事象として歪んで認知する傾向など）を踏まえた上で、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

(ｱ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

(ｲ) 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

(ｳ) 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

(ｴ) 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪･気温・天候等の状況を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ｱ) 当該地区の避難者全員を受入れできる避難所の確保

(ｲ) 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

(ｳ) 雪崩危険箇所等冬期間特有の災害危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

(ｱ) 市、消防本部及び県の情報伝達体制の整備

(ｲ) 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車輌等の事前確保

(ｳ) 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

２　市民・企業等の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア　市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

(ｱ) ハザードマップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害、中小河川における急激な増水等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ｳ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(ｴ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(ｵ) 警戒レベルに対応した高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ｱ) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

ｃ　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

ｄ　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

ｅ　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(ｲ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

ａ　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

ｂ　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

ｃ　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア　市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次により平常時から努める。

(ｱ) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。

(ｲ) 避難行動要支援者の居住状況・必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。

(ｳ) 自主防災組織や市が行う防災訓練等に積極的に参加すること。

(ｴ) 避難所の運営は、原則として自主防災組織・町内会や避難者を中心とした自治組織によって行われること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力に努める。

(ｱ) 要配慮者等の避難を支援すること。

(ｲ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

(ｳ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導体制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

３　市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア　市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時に取るべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、洪水又は雨水出水による浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所、避難場所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。なお、ハザードマップ・防災マップの作成にあたっては、住民参加や時間軸の設定によって見せ方を工夫するなど、住民等の理解の促進を図り、住民が災害時の状況を具体的にイ

メージできるようにするとともに、その周知にあたっては、情報の受け手側の世代等も考慮して確実に災害リスクを覚知できる手段を用いるよう努める。

ウ　ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

エ　防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール)、ＳＮＳ、スマートフォン用アプリ等や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就業前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び住民等のとるべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

カ　避難指示等は、緊急告知ラジオ、緊急情報メール、広報車、同報系有線等の利用及び町内会長、自主防災組織等を通じて、迅速かつ適確に市民等に伝達するものとする。

(3) 避難指示等の発令の基準

市長等は、空振りをおそれずに、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次による客観的な基準を設定し､関係 機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。

避難指示等状況一覧

	実施者	発令時の状況	市民に求める行動	根拠法令
高齢者等避難	市長	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	－
避難指示	市長	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移る。避難所に避難する時間が無い場合は、安全な建物の２階以上に避難するなどの生命を守る最低限の行動	災害対策基本法第６０条
	警察官			災害対策基本法第６１条 警察官執行法第４条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。)			自衛隊法第９４条
	知事又はその命を受けた職員			水防法第２２条及び地すべり等防止法第２５条

(4) 避難誘導体制の整備

ア　避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の避難行動要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して個別避難計画を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、社会福祉施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

エ　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

オ　避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。

(5) 避難所等の指定

ア　指定と周知

(ｱ) 市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所又は被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「指定避難所等」という。）に指定する。

(ｲ) 指定避難所等は、広報紙、ハザードマップ、防災訓練等により市民のその位置等の周知徹底を図る。

（○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表……資料編参照）

(ｳ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(ｴ) 指定緊急避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(ｵ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ　指定に当たっての注意点

(ｱ) 指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて，災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定する。

また、市は、災害に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

(ｲ) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等

の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ｳ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

(ｴ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。

(ｵ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は１人当たり１．０㎡とし 、避難所は避難者１人当たり３～４㎡のスペースとすることに努める。

(ｶ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災安全課と健康・子育て応援課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(ｷ) 指定避難場所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、パーティション、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(ｸ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。

(ｹ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ｺ) 指定避難所等は現行の建築基準に基づく安全性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。

　なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

(ｻ) 指定避難所等には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

(ｼ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ｽ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

(ｾ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。

(ｿ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ﾀ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(ﾁ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。

ウ　即応体制の整備

(ｱ) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

(ｲ) 基幹避難所の管理に当たる職員を、できるだけ施設近傍に居住する職員の中から事前に指定しておく。

(ｳ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(ｴ) 避難所には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

(ｵ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等の地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める

(ｶ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ｷ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　福祉避難所の指定

(ｱ) 市長は、要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

(ｲ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

(ｳ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ｱ) 市は、避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(ｲ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

(ｳ) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ｱ) 市は、避難所等を指定する際には、併せて他の市町村からの避難住民の受け入れが可能な施設等を選定するよう努める。

(ｲ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確

実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ等を作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ　特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

４　県の役割

(1) 市民への防災に関する情報の提供

ア　風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県管理河川の水位情報や土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、市民に提供する。

(2) 市の避難体制整備の支援

ア　地域の危険情報の市への提供

(ｱ) 主要河川について氾濫時の浸水想定区域図を策定・提供する。

(ｲ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市町村と共有する。

(ｳ) 地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害警戒区域図の作成及び土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定

(ｴ) 雪崩危険箇所の危険区域図を作成し、提供する。

イ　市による警戒レベルを用いた避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ｱ) 県から市への気象警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(ｲ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ｳ) 前記の情報収集・提供を行う拠点として、県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(ｴ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(ｵ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ　避難所等の確保への協力

(ｱ) 市の指定避難所に、県立学校等の県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(ｲ) 県の所管する公園整備等に当たり、広域的な避難場所として活用できるよう配慮する。

(ｳ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(ｴ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ　関係機関との情報交換体制の整備

(ｱ) 社会福祉施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。

(ｲ) あらかじめ社会福祉施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ｳ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるため市町村の体制整備の支援

住民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要となる車輌等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市町村に情報提供を行う。

イ　広域避難の受け入れに備えるため市町村の体制整備の支援

住民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ　大規模広域災害時に、市町村が他都道府県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

５　関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア　市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時県民に提供する。

ウ　過去の河川氾濫の実績や破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、県民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

ア　市が警戒レベルを用いた避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ　気象等の特別警報・警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネット

を通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

ウ　市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3)北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員・児童委員、介護保険事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第２８節　要配慮者の安全確保計画

【担当課】　○福祉課、健康・子育て応援課、教育・保育課、防災安全課、総務課、消防本部

１　計画の方針

○　基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、県、市町村等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制

外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災教育の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　各主体の責務

(ｱ) 県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

なお、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(ｲ) 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、職員、市民等の防災意識の醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

(ｳ) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。県又は市から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第３０節「学校等の風水害対策」及び各

学校の学校防災計画の定めるところによる。

(ｴ) 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市・県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

(ｵ) 地域住民、町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

(ｶ) 要配慮者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

(ｷ) 避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

イ　積雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等の必要な措置を講じる。

また、要配慮者が入所している施設管理者は、県、市と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員・児童委員、町内会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員児童委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員児童委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図り、市、防災関係者と協力して、特に避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅要配慮者の治療、看護、介護等が必要な者の受入れ体制の整備を図る。

なお、特別支援学校及び認定こども園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第２章第３０節「学校等の風水害対策」及び学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

ア　国際交流関係団体

国際交流関係団体は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ　外国人雇用企業、留学生が所属する学校

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ　訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者の安全を最優先に防災対策を図り、関係者と協力して円滑な避難に努める。

３　市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当課と福祉担当課との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または，当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報 伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ｱ) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(ｲ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ｳ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(ｴ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、要配慮者のニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行う体制整備を図る。また、県や他市町村、災害福祉支援チーム等の応援受入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ　保健対策

市は、保健師等により、要配慮者及び避難所、応急仮設住宅、自宅等の被災者に対し、心身の健康確保や健康相談等を行う体制の整備を図る。

ウ　福祉対策

(ｱ) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保健事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、 情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(ｲ) 福祉サービスの提供

市は、介護が必要な要配慮者に対し、社会福祉施設等への緊急入所を行うことができる体制の整備を図る。また、避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ｳ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクリミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声

により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易で分かりやすい言葉や、絵、写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は在住する外国人の現状やニーズを把握し、外国人に対する適切な配慮を行うよう努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配付に努めるほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日ごろから外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等を設置する場合は、多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるよう努めるとともに、外国人雇用事業所や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力した防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

４　県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

県は、要配慮者への情報提供、避難誘導に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図るとともに、要配慮者の移送に必要な車両等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市町村が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他都道府県への応援要請を行う体制整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ　保健対策

市が実施する避難行動要支援者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、要配慮者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市等を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第２９節　食料・生活必需品等の確保計画

【担当課】　商工振興課、にぎわい交流課、農林課、防災安全課

１　計画の方針

○　基本方針

ア　各主体の責務

(ｱ) 風水害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる３日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(ｲ) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(ｳ) 県は、市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

(ｴ) 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成に努める。

(ｵ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等まで輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ｶ) 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(ｷ) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

イ　要配慮者に対する配慮策

(ｱ) 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食糧備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。県は、市の体制整備を支

援する。

(ｲ) 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

ウ　積雪期での対応

(ｱ) 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地域の避難所予定施設に事前配備する。

(ｲ) 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

(ｳ) 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

エ　夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たっては、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

２　市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア　各家庭において、家族の３日分（推奨７日分）の物資等の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮を必要とする者は、平常時から少なくとも２週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。

カ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が１～３日間程度泊り込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ　社会福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分（推奨７日分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

３　市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア　市・県の備蓄分担割合に基づき物資等の備蓄計画を定め、計画的な備蓄を行う。

イ　住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配布できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。

ウ　地域の住民組織、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 市民への普及啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発をする。

イ　防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

４　県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、中越地区の備蓄拠点に物資等を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる広域物資輸送拠点を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。

エ　陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

ア　石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の

確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対し、燃料や物資等の提供・代理調達、輸送、配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 災害備蓄に関する県民への普及・啓発

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及・啓発を行う。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

５　防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア　毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連携を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

ア　市・県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合

ア 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第３０節　学校等の風水害対策

【担当課】　○教育・保育課、文化スポーツ課

１　計画の方針

(1) 学校等文教施設は、次代を担う児童・生徒の教育施設であるとともに風水害時には避難所となる重要な施設であるため、施設管理者は児童・生徒、教職員、施設利用者等の安全確保を図るとともに、風水害の被害を最小限にとどめる。

(2) 市は、本計画に沿って各学校等の取組みを支援するとともに、学校等文教施設について風水害の被害を最小限にとどめ､また､ライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 各学校は、学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、児童・生徒及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

(4) 各学校は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、特別な支援を要する児童・生徒の安全にも十分配慮する。

(5) 学校等文教施設の防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

２　学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

校長は、市及び県と協力して、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下表の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

区　分	主　　な　　項　　目
予防対策	①学校防災組織の編成　②施設・設備等の点検・整備 ③防災用具等の整備　④防災教育の実施 ⑤教職員等の緊急出動体制の整備　⑥家庭との連絡体制の整備など
応急対策	①災害発生が予想されるときの事前休校、授業短縮措置等 ②災害発生直後の児童・生徒等の安全確保　③避難誘導 ④児童・生徒の安否確認　⑤気象情報の収集　⑥被災状況の把握と報告 ⑦下校措置又は保護継続　⑧避難所開設・運営の協力 ⑨教育活動の再開　⑩児童・生徒の心のケア　など

(2) 防災委員会の設置

校長は、学校の危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、また、マニュアルに定められた事項等について教職員等の共通理解及び周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

(3) 学校防災組織等の編成等

学校防災組織の編成等に当たって、校長等は、次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成するとともに、教職員等の役割分担を定めておく。特に、担当教職員等が不在の場合の代行措置を、明確にしておく。

災害時においては避難所に利用されることから、避難所となった場合の管理運営の協力体制についても明確にしておく。

イ　施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童・生徒等の避難経路上の施設・設備等については点検を行い、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外施設・物品の破損・飛散防止等の必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火戸など防火設備、消火器、自動火災報知設備など消防用設備等の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路を確保しておく。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておくこと。

ウ　防災用具等の整備

(ｱ) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等の必要な物品は、一定の場所に保管し、教職員等に周知しておく。

(ｲ) 児童・生徒、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

エ　教職員等の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め教職員等に周知しておく。

オ　家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談の上、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教職員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、児童、生徒の引渡方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能等を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏えいしないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(4) 教職員、児童・生徒等に対する防災教育

校長等は、次に掲げる防災教育を行う。

ア　教職員等に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　児童・生徒に対する防災教育

(ｱ) 校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ａ　形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ的確な行動が

とれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

b　登下校中、授業中、特別教育活動中、冬期間等、様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておく。

c　地域社会の一員として、児童･生徒を地域防災訓練へ積極的に参加させる。

(ｲ) 各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、次の事項について、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

a　事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法、地域の自然環境等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、自ら適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

b　様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

c　自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

d　自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

e　防災教育の実施に当たっては、児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施するとともに、副読本、映像等を活用し指導する。

３ 市の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校に対する支援、助言

市は、本計画に沿って各学校の取組みを支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

４　県の役割

(1) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

(2) 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

５　学校以外の文教施設における役割

(1) 防災計画の作成

学校以外の文教施設の管理者にあっては、施設の利用形態などを考慮して防災計画を作成する。市は、民間の文教施設の管理者に対して、防災計画の作成について指導、助言する。

(2) 自主防災組織の編成

施設管理者は、風水害発生時に対応する自衛消防隊を編成するとともに、あらかじめ、職員の役割分担を定めておく。担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 施設・設備の点検等

市と施設管理者は、防災設備の強化・維持管理のため、以下の対策の推進に努める。

ア　施設・設備等は、定期的に安全点検を実施するなど常に保安状況を把握しておく。

イ　老朽化した施設については、補強または改築を行う。

(4) 避難訓練の実施等

市及び消防本部、施設管理者は、避難訓練を定期的に実施し、災害時に安全かつ迅速に行動ができるよう努める。

なお、あらかじめ立地条件を考慮して避難場所を定めておくとともに、入館者及び利用者は毎日変わるので、避難経路の表示を増やすなど避難場所が容易にわかるようにしておく。

６　地域防災機能強化に対応した文教施設の整備

市は、不特定多数の住民が避難する場合に備え、学校等文教施設に防災機能強化のため必要な施設、設備の整備に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い当該防災施設等について適切な管理体制を整えておく。

ヘリポート用地となっている施設にあっては、障害物の撤去、児童・生徒及び避難者等の立入規制が実施できるよう体制を整備しておく。

(1) 施設・設備の整備

ア　施設整備

(ｱ) 備蓄倉庫の整備

(ｲ) 避難場所の確保

ａ　和室に利用できる部屋及び畳の確保

ｂ　冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ｳ) 飲料水、生活水等の確保

備蓄水、井戸、プールの活用

イ　設備整備

(ｱ) 発電機等非常用電源の整備

(ｲ) 非常用組立トイレの配備

(ｳ) 怪我人、病人に対応できる応急処置可能な設備等の整備

(2) 情報連絡体制の整備

ア　通信機能の確保

(ｱ) 携帯電話を利用した連絡網

(ｲ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
(ｳ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

イ　自転車、バイクの配置

第３１節　文化財の風水害対策

【担当課】　にぎわい交流課

１　計画の方針

(1) 基本方針

ア　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者に対してその指導・助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や市町村からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとととともに、市及び文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別ごとの対策

ア　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ　史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風、洪水による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

２　市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護・保護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者の役割

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風、洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

３　市の役割

(1) 指定・登録文化財への対策

ア　国及び県指定・登録文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第３２節　ボランティア受入体制の整備

【担当課】　福祉課

１　計画の方針

災害時における救援活動に大きな役割を果たす災害救援ボランティアの活動を円滑に行うために、市及び関係機関は、ボランティアの積極的な受入れを行う一方、ボランティア組織の自主性を阻害しないよう留意しながら、支援・協力体制の確立を図る。

２　市社会福祉協議会の役割

小千谷市災害ボランティアセンターの設置

災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を支援するため、市は小千谷市社会福祉

協議会と協議を行い、小千谷市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）をサンラックおぢや内に設置する。

ア　災害ボランティアセンターの活動

・災害ボランティアの受入れ、登録、ボランティア保険の加入
・被災者のニーズの把握と分析
・具体的救援活動の調整、指示
・救援活動に要する物資の確保と配布

イ　災害ボランティアセンターの運営

市災害対策本部と密接な連携を図りながら、市社会福祉協議会職員を中心に、災害救援活動経験者や災害ボランティアの協力により運営する。

３　市の役割

(1) 災害ボランティアセンターの受入体制の整備

災害ボランティアセンターの体制整備は、市社会福祉協議会と協議を行う。

(2) 災害ボランティアセンターへの運営支援

ア　必要に応じ、災害ボランティアセンターに職員を派遣するとともに、運営の支援を行う。

イ　災害ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への意識啓発

防災訓練時等に、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及・啓発に努める。

(4) 防災ボランティアの育成強化

市及び関係機関は、ボランティア活動に対する市民の意識啓発を推進するとともに事業所等におけるボランティア組織化を推進する。

また、既存のボランティア団体等にあっては、訓練時における資機材の提供、防災情報の提供等により、育成・強化を図る。

４　関係機関の役割

日本赤十字社小千谷市地区

・災害ボランティアセンターの設置に伴い、同センターを支援する体制を整備する。

小千谷青年会議所

・災害ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第３３節　事業所等の事業継続

【担当課】　商工振興課

１　計画の方針

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

２　事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

(1)　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ　二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、市、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

(2)　平時の防災対策

ア　事業継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）の策定

事業所等は、災害時の重要業務を継続するため BCP を策定するよう努める。

イ　ＢＣＰの定期的な点検と見直し

ＢＣＰを策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練の実施など、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

３　市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるようＢＣＰ策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) ＢＣＰ策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災やＢＣＰの策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

４　商工団体の役割

(1) ＢＣＰの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支持等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

(2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について啓発する。

(3) 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

(4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第３４節　市の業務継続計画

【担当課】　○防災安全課　総務課

１　計画の方針

災害発生時の市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画（以下「ＢＣＰ」という。）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

２　市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、ＢＣＰの策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、ＢＣＰの策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

ＢＣＰの策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」及び「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、別に個別の詳細計画等を策定する。

(3) ＢＣＰの対象となる重要業務

ア　業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ　目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

(4) 業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

大規模な危機の発生時には、連絡網により安否確認がとれない職員について、安否確認を実施する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　課内の応援体制の確立

課内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他課による応援体制の確立に努める。

カ　その他

業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(3) 執務環境の確保

ア 庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否 を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 執務スペース

① 物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

② 執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片づけ、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ 通信（電話・防災行政無線）

① 通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

② 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等の対応を依頼するとともに、必要に応じ代替通信手段を選定する。

エ 通信（電子メール）

① 庁内ＬＡＮの復旧対策 通信事業者との間に、災害時における庁内ＬＡＮ回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

② 障害があった場合の対応

庁内ＬＡＮ回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ 情報システム

① システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

② システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

③ 停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

④ 障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステム復旧を図る。

カ 電源

① 長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。なお、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

② 停電対応訓練

非常用発電機による電源供給箇所の確認､停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道

① 断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

② 断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

① エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

② 空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

③ 停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

① 職員の備蓄対策

家庭において最低３日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には２～３日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低１食分の食料等を備蓄するよう周知する。

② 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

③ 発災時の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定の締結先に物資の供給を依頼する。

コ 庁舎の代替施設

① 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

② 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

③ 本庁舎の移転に係る対応

・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で被害状況等を考慮して決定する。

・ 移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。